

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

イー・アクセス株式会社

(681-119)

第9期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

イー・アクセス株式会社

目 次

	頁
第9期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	11
4 【経営上の重要な契約等】	14
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【主要な設備の状況】	15
2 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	36
3 【役員の状況】	36
第5 【経理の状況】	37
1 【中間連結財務諸表等】	38
2 【中間財務諸表等】	79
第6 【提出会社の参考情報】	94
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	95
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安 井 敏 雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03 - 3588 - 7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03 - 3588 - 7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山 中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	30,351	28,253	30,140	60,353	56,250
経常利益又は経常損失() (百万円)	3,077	2,398	4,008	7,531	1,564
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (百万円)	2,502	1,897	67	5,020	909
純資産額 (百万円)	29,238	118,505	31,240	34,543	108,222
総資産額 (百万円)	137,619	220,274	130,773	194,174	237,837
1株当たり純資産額 (円)	21,348.85	24,080.63	20,968.41	24,281.66	21,386.61
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失() (百万円)	1,831.34	1,329.85	46.07	3,661.19	631.82
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	1,544.67	1,096.20		3,089.10	306.25
自己資本比率 (%)	21.2	15.9	23.4	17.8	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,962	458	5,708	17,186	1,404
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,834	6,271	96,312	9,003	20,335
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	863	29,874	4,067	45,401	24,010
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	108,061	181,800	54,838	158,654	160,926
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	443 (396)	611 (828)	362 (452)	492 (458)	660 (1,043)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、第8期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 第9期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	30,351	28,253	28,994	60,353	55,984
経常利益 (百万円)	3,216	5,813	4,815	9,388	11,378
中間(当期)純利益 (百万円)	2,643	3,464	5,002	6,334	6,628
資本金 (百万円)	15,300	16,976	17,066	16,403	17,034
発行済株式総数 (千株)	1,370	1,451	1,458	1,423	1,456
純資産額 (百万円)	29,382	37,514	42,330	35,517	38,229
総資産額 (百万円)	137,679	138,566	141,645	142,505	139,572
1株当たり純資産額 (円)	21,453.71	25,853.97	29,023.62	24,966.02	26,259.87
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	1,934.53	2,428.20	3,433.72	4,619.42	4,604.66
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	1,634.04	2,094.63	2,985.77	3,897.60	3,987.15
1株当たり配当額 (円)		900	1,150	1,300	1,800
自己資本比率 (%)	21.3	27.1	29.9	24.9	27.4
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	443 (396)	325 (405)	357 (452)	332 (416)	291 (407)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 2 純資産額の算定にあたり、第8期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更（事業区分の変更）

当社は、平成19年6月1日にデバイス事業部門を設置し、イー・モバイル株式会社より商品開発部門の移管を受け、新規に「デバイス事業」を開始いたしました。デバイス事業では、モバイルと固定通信との共用(FMC)や、3GとWiMAXとの共用など、既存の携帯電話等の機能に留まらない端末の開発及び販売を中心に活動を行ってまいります。日本においては従来、すべてを自社で完結させる「垂直統合型」のビジネスモデルが採用されてきましたが、当社ではオープンな「水平分業型」のビジネスモデルを採用し、イー・モバイルを含む通信事業者、ビジネスパートナー、メーカーなどとの取引の拡大を目指してまいります。

また、従来「ADSL・ISP事業」としていたセグメントを「ネットワーク事業」と名称変更しております。

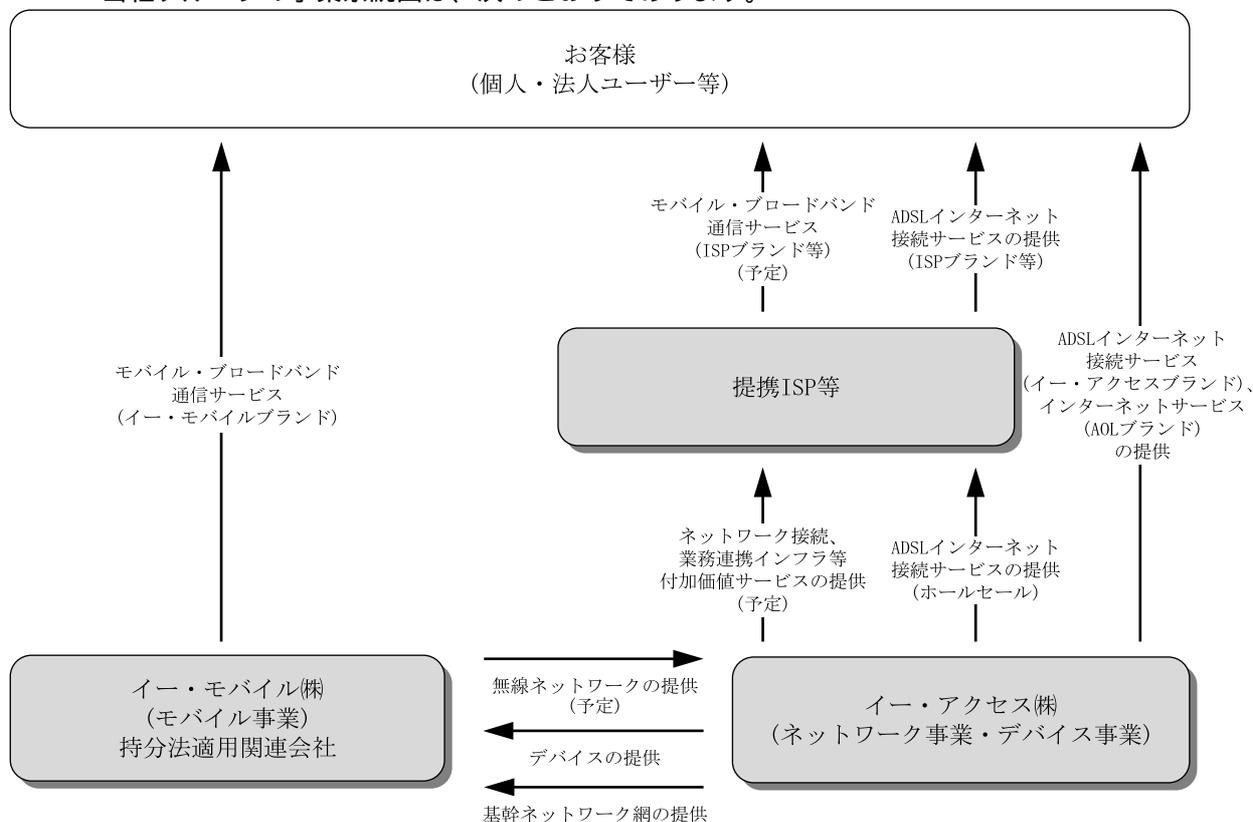
なお、事業の種類別セグメントの変更については、「第5 経理の状況 1(1) 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報 当中間連結会計期間の(注)4」に記載のとおりであります。

(2) 主要な関係会社の異動

持分法適用関連会社のオープンワイヤレスネットワーク株式会社(通称：OpenWin)は、2.5GHz周波数帯域における無線事業免許の取得に向け、モバイルWiMAXの事業化の検討を行う企画会社として平成19年9月10日に設立され、当社は、ソフトバンク株式会社他パートナー企業とともに、OpenWinに対して共同出資を行っております。

イー・モバイル株式会社は、平成19年5月31日の当社保有株式の一部売却に伴い連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社から持分法適用関連会社への異動

イー・モバイル株式会社は、平成19年5月31日の当社保有株式の一部売却に伴い連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

(2) 新規

2.5GHz周波数帯域における無線事業免許取得に向けての企画会社として下記の会社を設立し、持分法適用関連会社といたしました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(持分法適用関連会社) オープンワイヤレスネットワーク株式会社	東京都港区	10,025百万円	無線事業免許の取得に向けての企画会社	32.4%	ブロードバンド通信サービス提供における事業連携及び取締役2名の兼任

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ネットワーク事業	215(388)
デバイス事業	39(28)
全社(共通)	108(36)
合計	362(452)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(派遣社員、業務委託社員)は、当中間連結会計期間の平均人員数を()外数で記載しております。
- 2 ネットワーク事業は、従来のADSL・ISP事業から名称変更しております。
- 3 デバイス事業は、当中間連結会計期間より新たなセグメントとして開示しております。
- 4 モバイル事業は、平成19年5月31日にイー・モバイルが連結子会社から持分法適用関連会社に異動したため記載しておりません。このため、前連結会計年度末と比較して、従業員数の合計が298名、臨時雇用者数の合計が591名、それぞれ減少しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	357(452)
---------	----------

- (注) 従業員数は就業人員数であり、当社への出向者1名を含み、当社から関連会社イー・モバイルへの専任出向者410名を除いております。前事業年度末と比較して従業員数が66名増加しておりますが、主にデバイス事業の設置に伴いイー・モバイルより商品開発部門の移管を受けたことによりです。臨時雇用者数(派遣社員、業務委託社員)は、当中間会計期間の平均人員数を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておられません。労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

わが国における固定ブロードバンド市場においては、光(FTTH)やADSLサービスなどの展開に加え、固定通信とモバイル通信の融合(FMC)や、2.5GHz広帯域移動無線アクセスシステムの事業免許に関する方針が示されるなど、新たな事業展開が予想されます。また、携帯電話市場においては、携帯端末向けデジタル放送(ワンセグ放送)の開始による通信と放送の融合や、モバイルナンバーポータビリティ(MNP)制度の導入に加え、総務省より公表された「モバイルビジネス活性化プラン」などにより、新たな事業展開、事業者間競争の活性化が予想されます。

このような状況の下、当社グループにおきましては、平成19年3月31日にHSDPAによる高速モバイルデータサービスにてモバイル市場に新規参入したイー・モバイルが、サービスエリアの拡大、顧客の獲得、製品・サービスの拡充など順調に事業展開を進めております。ADSLサービスにつきましても、モバイルデータサービスとのセットプランを提供するなど、グループ内での連携による販売施策にも積極的に取り組んでおります。また、平成19年6月には、事業機会の拡大を図るため、当社にて端末の開発及び販売を手掛けるデバイス事業を立ち上げました。更に、当社は2.5GHz周波数帯域における無線事業免許の取得に向けモバイルWiMAXの事業化の検討を行っており、ソフトバンク株式会社他パートナー企業との共同企画会社であるオープンワイヤレスネットワーク株式会社を通じて、平成19年10月に総務省に対し事業免許を申請いたしました。

なお、当社は初期段階の投資収益を回収し株主還元等を図るため、平成19年5月31日にイー・モバイル株式の一部売却を行いました。この結果、同日付でイー・モバイルは当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における当社グループの売上高は30,140百万円(前年同期比1,887百万円、6.7%の増加)、営業利益は1,407百万円(前年同期比2,495百万円、63.9%の減少)、経常損失は4,008百万円(前年同期は2,398百万円の黒字)、中間純損失は67百万円(前年同期は1,897百万円の黒字)となりました。なお、イー・モバイルの連結子会社から持分法適用関連会社への異動により、同社の経営成績は平成19年4月1日から5月31日まで連結され、6月1日以降、持分法による投資損益により反映されております。

売上高については、ネットワーク事業のADSLサービスにおいて低価格サービス利用者の割合が増加し、ARPU(1加入当たり月額売上高)が低下したことにより前年同期に比べ減少しましたが、モバイル事業及びデバイス事業のサービス開始による増加がこれを上回りました。

営業利益については、モバイル事業のサービス開始に伴う販売促進費や基地局建設による賃借料などの増加が主な減少要因となりました。

経常損失については、平成19年6月1日以降のモバイル事業に係る持分法による投資損失(4,250百万円)が主な減少要因となりました。

当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間より、新たに設置した「デバイス事業」を新たなセグメントとして開示する他、従来「ADSL・ISP事業」としていたセグメントを「ネットワーク事業」と名称変更しております。変更に関する詳細は、「第5 経理の状況 1(1) 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報) 事業の種類別セグメント情報 当中間連結会計期間の(注)4」に記載のとおりであります。なお、前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

ネットワーク事業

(単位：百万円)

ネットワーク事業	第8期中	第9期中	比較増減	%
売上高	28,253	27,311	942	3.3
営業利益	6,462	6,025	437	6.8

ネットワーク事業におきましては、ADSLサービスで引き続き提携ISPとの連携による獲得施策を促進する中で、FTTHサービスなどに対する価格優位性を活かした12Mbpsサービスなどの低価格サービスを中心に獲得数が好調に推移いたしました。また、解約抑止策につきましても引き続き強化を図りました。更に、イー・モバイルに対しADSL接続に特化したシンプルで低価格なサービス「EMOBILE HomeAccess」の提供を開始し、お客様にモバイルデータサービスとのセットプランを提供するなど、グループ内での連携による販売施策にも積極的に取り組んでおります。また、エリア展開を進めているイー・モバイルに提供する基幹ネットワーク網についても、着々と構築を進めております。なお、平成19年9月末現在のADSL契約者数は189.5万(AOLのISPサービス契約者数を加えた総契約者数は211.2万)となっております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は契約者数の減少及び低価格サービスが占める割合の増加に伴いARPU(1加入当たり月額売上高)が低下したことなどにより27,311百万円と前年同期比3.3%の減少となりました。営業利益は、主にイー・モバイルへの基幹ネットワーク網サービスの拡大に伴う関連コストの増加などにより6,025百万円と前年同期比6.8%の減少となりました。

デバイス事業

(単位：百万円)

デバイス事業	第8期中	第9期中	比較増減	%
売上高	0	5,000	5,000	-
営業利益	534	493	41	7.7

デバイス事業は、イー・モバイルより商品開発部門の移管を受け、平成19年6月1日より当社にて事業を開始いたしました。

当中間連結会計期間におきましては、イー・モバイルに対してUSBモデムタイプを含むデータカード型端末に加え、最新のWindows Mobile6.0を搭載したモバイルブロードバンド端末EM・ONE(エム・ワン アルファ)を販売いたしました。また、平成20年春に予定しているイー・モバイルの音声サービス開始に向けた端末につきましても、メーカーと共に開発を進めております。

なお、デバイス事業からイー・モバイルへの販売については、平成19年5月31日にイー・モバイルが連結子会社から持分法適用関連会社となったため、6月1日の当社での事業開始以降の売上高を外部顧客に対する売上高として開示しております。また、事業の種類別セグメントの変更が期首からの適用となるため、5月31日までのモバイル事業への販売(3,355百万円)をセグメント間の内部売上として開示しております。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は5,000百万円、事業の新規立ち上げに伴う先行投資コストなどにより営業損失は493百万円となりました。

モバイル事業

(単位：百万円)

モバイル事業	第8期中	第9期中	比較増減	%
売上高	0	1,508	1,508	-
営業利益	2,026	4,120	2,094	103.4

イー・モバイルは、平成19年3月のサービス開始以降、順調にサービスエリアを拡大しており、平成19年9月末時点で東京、大阪、名古屋の人口カバー率は約90%、全国人口カバー率は約40%となっております。サービス面におきまして、モバイルブロードバンドをより手軽にご利用いただけるよう、サービス開始当初より導入している完全定額制「データプラン」に加え、利用量に応じた二段階定額制により月額基本使用料を更に抑えた「ライトデータプラン」を7月より導入しております。端末販売におきましては、ノートパソコンからデスクトップまで多様なPCやOSに対応するデータカード端末を提供するなどラインナップの充実を図りました。また、モバイルブロードバンド端末EM・ONEユーザー向けに、最新のWindows Mobile6.0及び国内初のモバイルIP電話「JAJAH Phone」搭載機種の提供(平成19年10月)、3次元ブラウザ「3D Box」のダウンロード提供、3D Box向けのコンテンツ配信の開始、各種アプリケーションの公開など、EM・ONE端末のエンターテインメント機能の向上を図りました。契約者数につきましては開業以来順調に推移しており、有料サービス開始後3ヶ月の8月末までに10万契約を突破し、平成19年9月末において12.2万契約となっております。

なお、既述のとおり、イー・モバイルの経営成績は平成19年4月1日から5月31日まで連結され、6月1日以降、持分法による投資損益により反映されております。当中間連結会計期間における売上高は1,508百万円となりました。また、基地局建設に伴う賃借料や回線費用、販売促進費などの計上により同期間における営業損失は4,120百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ106,088百万円減少し、54,838百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に比べ5,250百万円支出が増加し、5,708百万円のマイナスとなりました。主な支出増加の要因は、モバイル事業の業容拡大に伴うたな卸資産の増加1,824百万円及び税金等調整前中間純利益の減少1,789百万円などであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期に比べ90,041百万円支出が増加し、96,312百万円のマイナスとなりました。主な支出要因は、イー・モバイルが連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことにより、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出71,154百万円、ネットワーク事業における基幹ネットワーク網の構築に伴う通信設備の購入やモバイル事業の基地局建設に伴う有形固定資産の取得13,714百万円、モバイル事業の顧客管理システム投資に伴う無形固定資産の取得4,759百万円及び関連会社OpenWinへの出資に伴う関係会社株式の取得6,500百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期の29,874百万円の収入から4,067百万円の支出となりました。前年同期はイー・モバイルの第三者割当増資による少数株主への株式の発行がありましたが、当中間連結会計期間の主な支出要因は、長期借入金の返済1,650百万円及び配当金の支払1,475百万円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ネットワーク事業	26,987	4.5%
デバイス事業	1,645	
モバイル事業	1,508	
合計	30,140	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
KDDI株式会社	13,483	47.7	13,141	43.6
ニフティ株式会社	2,846	10.1	3,011	10.0
日本テレコム株式会社	3,456	12.2	2,802	9.3

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 当中間連結会計期間より、事業の種類別セグメント区分を変更しております。詳細については、「第5 経理の状況 1(1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報) 事業の種類別セグメント情報 当中間連結会計期間の(注)4」に記載のとおりであります。なお、前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

3 【対処すべき課題】

(1) 当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与（以下「買収」といいます。）しようとする株主又は潜在的株主（以下あわせて「買収者」といいます。）が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことではありません。

一方で、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が必ずしも十分に提供されていない場合が見受けられます。また、構造上強圧的な買収など濫用的な買収が行われたような場合には、少数株主は、買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる危険性があり、このような状況では株主は適切な判断を行うことができないと考えております。

当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかなばならないと考えております。

これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うための情報と時間を確保することが当社企業価値の最大化に資すると考えております。

基本方針実現のための取組みの内容

当社は、上記基本方針に沿って、当社の企業価値最大化を達成するための合理的な手段として用いることを目的として信託型防衛策（以下「本信託型ライツプラン」といいます。）を導入し、導入時点において第1回企業価値向上新株予約権（eAccess Rights Plan #1）を発行致しました。

(ア) 防衛策の発動、解除及び維持の条件

(本信託型ライツプランの仕組みの概要)

当社は、有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントを割当先として、下記の内容の第1回企業価値向上新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行し、同中間法人は、発行を受けた後直ちに、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、本新株予約権の全部を信託譲渡しました。

この信託における受益者は、一定の基準日における当社株主（ただし、本新株予約権の行使ができない者を除きます。）であり、一定の要件が満たされた場合には、信託契約に基づき、本新株予約権を表象する新株予約権証券が、受益者の基準日現在の保有株式数に応じて交付されます。

新株予約権証券の交付を受けた株主は、行使条件を満たす限りにおいて、定められた手続に沿って本新株予約権を行使し、当社普通株式の発行を受けることができます。

発動及び消却までのプロセスの詳細は以下のとおりです。

(発動のプロセス)

本新株予約権の行使期間中に、ある者が特定株式保有者(下記の定義参照)に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した場合、当社の社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織し、同委員会が、本新株予約権を消却すべきか否かを下記の「(発動の基準)」で判断する。企業価値向上検討委員会の決議は、社外取締役の3分の1以上かつ3名以上の委員が出席する会議において、出席する委員の過半数の賛成により決議を行う。企業価値向上検討委員会が、新株予約権の発行日以降、行使要件(下記参照)が成就するまでの間に、本新株予約権を消却すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。

(発動の基準)

当社に対する買収等の提案があった場合に、本新株予約権を消却すべきか否かを判断するにあたっては、当該提案の具体的内容(買収等の目的、買収等の方法(構造的に強圧的な買収等ではないか、代替策を検討する十分な時間的余裕があるか、株主を誤信させる方法ではないか等)、買収等の対象(全株式かどうか)、対価の種類、対価の金額、当社のステークホルダーの取扱い等)等を考慮する。

(新株予約権の行使の条件)

以下の行使期間内に行使要件が満たされた場合でなければ、本新株予約権を行使することができない。ただし、特定株式保有者はいかなる場合であっても本新株予約権を行使することはできない。

「行使期間」とは、平成17年6月23日(木曜日)から平成27年6月22日(月曜日)までとする。ただし、上記の期間中に、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した場合は、上記にかかわらず、当該公表が行われた日の翌日から起算して90日が経過した日をもって行使期間は終了する。また、当該90日が経過した日が銀行休業日に当たるときは、翌銀行営業日をもって行使期間は終了する。

「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。

また、「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者、又は当該保有者かつ公開買付者で、その特別関係者や共同保有者が保有する分と合計して、当社の発行済議決権付株式総数の5分の1を超える議決権付株式を保有するものをいう。

(新株予約権の消却)

企業価値向上検討委員会又は当社取締役会が、買収提案を受け入れたほうが当社の企業価値を向上させる可能性が高いと判断した場合は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。

すなわち、この場合、当社は当該買収提案を受け入れることになります。

(新株予約権証券の交付)

当該買収提案が企業価値最大化の観点から企業価値を毀損する可能性が高いと企業価値向上検討委員会が判断した場合は、本新株予約権は消却されないこととなるので、当社取締役会が特定株式保有者の出現を認識し、公表した日の翌日から60日が経過した日をもって、新株予約権の行使要件が満たされることとなり、特定株式保有者（関係者を含みます。）以外の全株主は本新株予約権の行使が可能となります。

基準日時点の全株主（特定株式保有者を除きます。）に対して、その所有株式1株につき1個の割合で平等に新株予約権が割り当てられるため、特定株式保有者以外の株主・投資家に希薄化による不測の損害を与えることはありません。また、当社は、基準日における本新株予約権割当対象株主が確定した後は、本新株予約権の消却を行わないこととしており、消却決定の可能性が残ることによる株主の不測の損害のおそれを回避しています。

本新株予約権が行使可能となった場合、その行使価額は、行使可能となる日の直前金曜日までの5連続取引日の終値平均値の5分の1となり、基準日時点の特定株式保有者（関係者を含みます。）以外の全株主に新株予約権証券が配布されます。新株予約権が配布された株主は、それを行使することにより、原則として当社から新株予約権1個につき1.5株の新株の発行を受けます。時価の約5分の1で新株を取得できることとなるため、特定株式保有者以外の株主の多くが新株予約権の行使を行うものと考えられます。前記のとおり、新株予約権の行使期間は、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、公表した日の翌日から起算して60日後から90日後までとなります。

新株予約権が行使されると特定株式保有者の持ち株比率が大きく低下するため、買収者が、持ち株比率を高めるには、更に資金が必要となります。

(株主総会の承認)

当社定款に定めたとおり、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値及び少数株主の利益が不当に害されることを未然に防止することを目的とする新株予約権の発行等の敵対的買収防衛策を講じたときは、その後初めて行われる株主総会の決議をもって承認を得なければならず、また、株主総会の承認を得た後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する株主総会において更に同防衛策の存続について承認を得なければならず、その後も同様とされます。

(イ) 発動時に株主・投資者に与える影響等

(発動時に株主・投資者に与える影響)

本信託型ライツプランは、発動の際に設定される基準日時点の全株主（ただし、特定株式保有者らを除きます。）に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割り当てられる仕組みであるため、特定株式保有者ら以外の株主、投資者に希薄化による不測の損害を与えることはありません（ただし、株主・投資者が次の「（発動に伴って必要となる株主の手續）」に従うことが前提となります。）。

(発動に伴って必要となる株主の手続)

本信託型ライツプランが発動された場合において、当社株主が行う必要がある手続は次のとおりです。まず、行使要件が成就した後速やかに、本新株予約権の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、基準日時点の株主に対し、本新株予約権の新株予約権証券が送付されます。送付を受けた株主は、行使請求の受付及び払込の取扱いを行う三菱UFJ信託銀行株式会社本店（東京都千代田区丸の内一丁目4番5号）を通じて、本新株予約権を行使することができます。具体的な行使方法（行使場所、行使価額の送金先、郵送等の取扱い等）については、三菱UFJ信託銀行株式会社が新株予約権証券の発送の際に具体的な説明を文書にて行う予定です。

以上のとおり、本信託型ライツプランは、当社への買収提案が行われた時の現経営陣の保身に利用されるものではなく、またそのように利用できないようにするとともに、当社株主の利益を不当に損なうこととならないよう最大限の注意を払って制度設計しており、当社は、本信託型ライツプランが上記「(2) 基本方針の内容」の実現に資する取組みであると考えております。

なお、発行された新株予約権の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間においては、ネットワーク事業におけるモバイルWiMAXに関する費用として28百万円、デバイス事業に関する費用として79百万円を研究開発費として計上しております。

ネットワーク事業においては、2.5GHz周波数帯域における無線事業免許の取得に向けたモバイルWiMAXの実証実験等を行いました。これらの実験結果も踏まえ、ソフトバンク株式会社他パートナー企業との共同企画会社であるOpenWinを通じて、平成19年10月に総務省に対し事業免許を申請いたしました。またデバイス事業においては、平成20年春に予定しているイー・モバイルの音声サービスに向けた端末の開発に取り組みしました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、イー・モバイル株式会社は、平成19年5月31日の当社保有株式の一部売却に伴い連結子会社から持分法適用関連会社に異動いたしました。これに伴い、同社の保有していた設備は当社グループの主要な設備に該当しなくなりました。

なお、同社の異動により当社グループの主要な設備に該当しなくなった設備は主として以下のとおりであります。

(平成19年5月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				有形固定資産			無形固定資産			合計
				無線 通信設備	建設 仮勘定	その他	ソフト ウェア	ソフトウエア 仮勘定		
イー・モバイル(株)	本社 (東京都港区)	モバイル 事業	本社設備	--	281	1,500	5,128	1,023	7,932	443
			基地局設備	26,332	3,405	--	510	29	30,276	--

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた設備計画は、次のように変更いたしました。

会社名	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額	既支払額			
提出会社	ネットワーク事業	ADSL設備等	2,800	720	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
		伝送設備	3,600	1,800		平成19年4月	平成20年3月
	デバイス事業	デバイス設備	300	60		平成19年4月	平成20年3月
合計			6,700	2,580	--	--	--

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 ネットワーク事業の投資予定額は、ネットワーク構築の効率化により2,300百万円減少しております。

3 デバイス事業の投資予定額は、主に当初予定していたアプリケーションプラットフォームの開発業務をイー・モバイルにて行うこととしたため6,500百万円減少しております。

(2) 重要な設備計画の完了、新設及び除却等

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当該設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,458,390	1,458,715	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	1,458,390	1,458,715		

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権の行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成13年9月10日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成13年9月10日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	790株	790株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権(平成14年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年2月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,835株	1,830株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成14年8月6日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成14年8月6日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	762個	754個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,810株	3,770株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成15年1月15日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年1月15日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	127個	122個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	635株	610株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成15年2月25日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年2月25日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	57個	57個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	285株	285株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年4月1日 至 平成25年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成15年8月12日臨時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成15年8月12日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	1,519個	1,468個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	7,595株	7,340株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	7,085個	7,020個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	35,425株	35,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	73個	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	365株	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20の規定に基づく新株予約権(平成17年5月12日取締役会決議)(イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権)

取締役会決議(平成17年5月12日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
付与対象者	有限責任中間法人 ミナト・ライツマネジメント	有限責任中間法人 ミナト・ライツマネジメント
新株予約権の数	180万個	180万個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	270万株	270万株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 90,000円(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月23日 至 平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 90,001円 資本組入額 45,001円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
取得条項に関する事項	(注)2	同左
信託の設定の状況	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注)1 新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、行使要件が満たされた日の直前の金曜日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該金曜日が取引日でない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の5分の1に修正される。なお、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中の資本組入額は、行使価額に新株予約権の発行価額(1円)を加えた額に0.5を乗じた金額(1円未満は切上げ)である。
- 2 当社は、新株予約権の発行日以降、行使要件(以下に定義する。)が成就するまでの間いつでも、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。
当社は、当社に対する買収等の提案があった日又はある者が特定株式保有者(以下に定義する。)に該当したことを当社が公表した日のいずれか早い日の後速やかに、社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織する。同委員会が、新株予約権の発行日以降、行使要件が成就するまでの間に、新株予約権を取得すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、行使要件が成就する日以前に、新株予約権の全部を一斉に無償で取得しなければならない。
「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社取締役会が認識し、かつ、公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。また、「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者又は公開買付者であって、その共同保有者又は特別関係者の保有分との合計で、当社の発行済議決権付株式総数の5分の1を超える数となる者をいう。
- 3 新株予約権の被付与者である有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントは、新株予約権の割当を受けた直後の平成17年6月10日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として、新株予約権の全部を信託譲渡している。同信託契約における受益者は、基準日現在の株主(ただし、新株予約権を行使できない特定株式保有者等を除く。)である。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	41,780個	41,215個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	41,780株	41,215株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による
新株予約権(平成17年6月22日定時株主総会決議)

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	750個	750個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	750株	750株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円	同左
新株予約権の行使の条件	その他の条件は当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。

権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権(平成16年6月10日取締役会決議)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成16年6月28日発行)		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	4,600個	4,600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	208,171株	210,124株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 110,485.80円	1株当たり 109,458.70円 (注)1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 110,485.80円 資本組入額 55,243.00円	発行価格 109,458.70円 資本組入額 54,730.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。	同左
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付けられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権付社債の残高	23,000百万円	同左

(注)1 平成19年11月13日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成19年10月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

- 2 但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

3 繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの(但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。)を行うよう最大限努力しなければならない。

- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転

の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産（以下「受領可能資産」という。）を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。

- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること（この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない）。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a)および(b)については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b)および(c)に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかった場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記(注)3の条件に従って、同(a)の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i)本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii)本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

(3) 【ライツプランの内容】

当社では、信託型ライツプランとして、平成17年5月12日付取締役会決議に基づき、イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権を発行しております。ライツプランの内容につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題 (2) 株式会社の支配に関する基本方針」及び「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)1	2,645	1,458,390	32	17,066	32	5,716

(注)1 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使

2 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式数が325株、資本金が4百万円及び資本準備金が4百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー (常任代理人)モルガン・スタンレー証券株式会社	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND (渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	165,041	11.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注)1	港区浜松町2丁目11-3	164,817	11.30
千本倅生	港区高輪	101,310	6.94
エリック・ガン	港区西麻布	94,765	6.49
ゴールドマンサックスアンドカンパニーレギュラーアカウント (常任代理人)ゴールドマン・サックス証券株式会社	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	65,620	4.49
ノムラインターナショナルホンコンリミテッド(F5-108) (常任代理人)野村証券株式会社	ROOM 1409-1412 CONNAUGHT CENTER 14TH FLOOR, P.O. BOX 793 HONG KONG (中央区日本橋1丁目9番1号)	48,030	3.29
ジェーピーモルガンチェースバンク380084 (常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (中央区日本橋兜町6番7号)	39,002	2.67
バンクオブニューヨークジェシーエムクライアントアカウント イーアイエスジー (常任代理人)株式会社三菱東京UFJ銀行	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2丁目7番1号 決済業務部)	28,931	1.98
イーアクセスホールディングスエルエルシー (常任代理人)ゴールドマン・サックス証券会社東京支店	C/O THE CORPORATION TRUST COMPANY, CORPORATION TRUST CENTER, 1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTY, DELAWARE 19801, U.S.A. (港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	22,220	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注)1	中央区晴海1丁目8-11	21,869	1.49
計		751,605	51.54

(注)1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 164,817株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 21,869株

- 2 フィデリティ投信株式会社が、平成19年2月16日付で主要株主になっていたことが、当社の照会に対するフィデリティ投信株式会社の回答によって平成19年10月16日付で判明しております。
- 3 モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが、平成19年9月5日付で主要株主になっております。

- 4 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントから、平成17年8月24日付（報告義務発生日 平成17年6月10日）で大量保有報告書の提出があり、以下の新株予約権証券を保有している旨の報告を受けましたが、これは前記「(2)新株予約権等の状況」に記載のイー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権にかかる新株予約権であり、当中間期末現在においてその権利行使ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有新株予約権数 (個)	発行済株式総数に対する 所有潜在株式数の割合 (%)
有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント	1,800,000 (注)	66.41
合計	1,800,000 (注)	66.41

(注) 新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個あたり1.5株、合計2,700,000株です。

- 5 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、平成19年5月21日付（報告義務発生日 平成19年5月15日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当中間期末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド	3,919	0.27
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユーケー) リミテッド	27,926	1.92
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	16,313	1.11
合計	48,158	3.27

- 6 スレッドニードル・アセット・マネージメント・リミテッドから、平成19年8月7日付（報告義務発生日 平成19年7月31日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当中間期末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
スレッドニードル・アセット・マネージメント・リミテッド	60,112	4.13
合計	60,112	4.13

- 7 リーマン・ブラザーズ証券株式会社から、平成19年8月31日付（報告義務発生日 平成19年8月24日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当中間期末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
リーマン・ブラザーズ証券株式会社	61,521	4.05
リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー	2,898	0.20
リーマン ブラザーズ インターナショナル(ヨーロッパ)	22,474	1.48
リーマン ブラザーズ インク	0	0.00
リーマン ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア	15,305	1.00
リーマン ブラザーズ(ルクセンブルグ)エス エイ	0	0.00
合計	102,198	6.21

- 8 ゴールドマン・サックス証券株式会社から、平成19年9月11日付（報告義務発生日 平成19年9月5日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当中間期末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	7,525	0.52
Goldman Sachs International	76,486	5.24
Goldman Sachs & Co.	31	0.00
eAccess Holdings L.L.C.	22,220	1.53
合計	106,262	7.28

- 9 モルガン・スタンレー証券株式会社から、平成19年9月27日付（報告義務発生日 平成19年9月25日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当中間期末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	5,660	0.39
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	15,091	1.04
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	188,111	12.91
エムエス・エクイティー・ファイナンス・サービスズ(ルクス)エス・アー・エール・エル	0	0.00
合計	208,862	14.34

- 10 フィデリティ投信株式会社から、平成19年10月3日付（報告義務発生日 平成19年9月26日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当中間期末現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	198,470	13.62
FMR Corp	1,558	0.11
合計	200,028	13.73

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,458,390	1,458,390	
単元未満株式			
発行済株式総数	1,458,390		
総株主の議決権		1,458,390	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が 60株(議決権 60個)含まれております。

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	80,700	81,000	81,600	73,900	69,400	66,000
最低(円)	67,000	66,700	71,400	63,200	55,500	55,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	ウィリアム・エル・スミス	平成19年10月26日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1 現金及び預金	2,3	181,800		54,838		160,926		
2 売掛金	2	7,494		8,848		7,913		
3 たな卸資産	2	22		173		3,711		
4 その他		1,821		2,123		6,525		
貸倒引当金		7		1		1		
流動資産合計		191,129	86.8	65,981	50.5	179,073	75.3	
固定資産								
1 有形固定資産	1,2,3							
(1) 機械設備	2	12,075		11,830		12,914		
(2) その他		2,419	14,494	1,218	13,048	24,915	37,829	
2 無形固定資産	2,3		3,409		2,493		9,808	
3 投資その他の 資産								
(1) 関係会社株式	2,3				43,945			
(2) その他			11,241		5,306		11,127	
固定資産合計			29,145		64,792		58,764	24.7
資産合計			220,274		130,773		237,837	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1 買掛金		1,237		3,083		5,268		
2 一年以内返済予 定の長期借入金	2	3,250		2,240		2,590		
3 未払金		1,737		1,580		23,460		
4 未払費用		4,837		4,017		6,921		
5 未払法人税等		2,254		3,344		2,581		
6 リース債務		2,193		686		1,325		
7 役員賞与引当金						50		
8 その他	3	289		555		522		
流動負債合計		15,797	7.2	15,505	11.9	42,717	18.0	
固定負債								
1 社債		83,000		83,000		83,000		
2 長期借入金		2,240				1,300		
3 長期リース債務		695		8		183		
4 金利スワップ 債務				1,009		1,161		
5 その他	3	37		11		1,254		
固定負債合計		85,972	39.0	84,028	64.3	86,898	36.5	
負債合計		101,769	46.2	99,533	76.1	129,616	54.5	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		16,976		17,066		17,034	
2 資本剰余金		5,627		5,716		5,685	
3 利益剰余金		13,365		8,620		10,180	
株主資本合計		35,968	16.3	31,402	24.0	32,898	13.8
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		753		224		668	
2 繰延ヘッジ損益		276		598		1,096	
評価・換算差額 等合計		1,029	0.5	822	0.6	1,765	0.7
新株予約権		2	0.0	2	0.0	2	0.0
少数株主持分		83,563	37.9	658	0.5	77,087	32.4
純資産合計		118,505	53.8	31,240	23.9	108,222	45.5
負債及び純資産 合計		220,274	100.0	130,773	100.0	237,837	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			28,253	100.0		30,140	100.0		56,250	100.0
売上原価			15,389	54.5		19,334	64.1		31,767	56.5
売上総利益			12,864	45.5		10,806	35.9		24,483	43.5
販売費及び 一般管理費	1		8,962	31.7		9,399	31.2		23,434	41.7
営業利益			3,902	13.8		1,407	4.7		1,049	1.9
営業外収益										
1 受取利息		18			124			190		
2 受取配当金		4			36			69		
3 その他		8	29	0.1	34	194	0.6	10	268	0.5
営業外費用										
1 支払利息		631			1,071			1,216		
2 支払手数料		737			270			1,484		
3 株式交付費		162			0			167		
4 持分法による 投資損失					4,250					
5 その他		3	1,533	5.4	18	5,610	18.6	14	2,882	5.1
経常利益又は 経常損失()			2,398	8.5		4,008	13.3		1,564	2.8
特別利益										
1 投資有価証券 売却益		12						12		
2 貸倒引当金 戻入益								1		
3 関係会社株式 売却益			12	0.0	4,641	4,641	15.4		12	0.0
特別損失										
1 固定資産除却損	2	2			15			48		
2 減損損失	3		2	0.0		15	0.0	134	181	0.3
税金等調整前中間 純利益又は 税金等調整前当期 純損失()			2,407	8.5		618	2.0		1,733	3.1
法人税、住民税 及び事業税		2,062			3,211			4,303		
法人税等調整額		303	2,365	8.4	41	3,253	10.8	290	4,593	8.2
少数株主損失			1,855	6.6		2,568	8.5		7,235	12.9
中間(当期)純利益 又は中間純損失()			1,897	6.7		67	0.2		909	1.6

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	16,403	5,049	13,074	34,526
当中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	573	573		1,147
新株引受権の行使		5		5
連結子会社の増資による 持分変動差額			243	243
剰余金の配当			1,849	1,849
中間純利益			1,897	1,897
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)				
当中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)	573	578	291	1,442
平成18年9月30日残高(百万円)	16,976	5,627	13,365	35,968

	評価・換算差額等			新株予約権			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株 予約権	新株 引受権	新株予約権 合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	17		17	2	5	7	51,810	86,360
当中間連結会計期間中の変動額								
新株の発行								1,147
新株引受権の行使								5
連結子会社の増資による 持分変動差額								243
剰余金の配当								1,849
中間純利益								1,897
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	770	276	1,046		5	5	31,753	30,702
当中間連結会計期間中の変動額 合計(百万円)	770	276	1,046		5	5	31,753	32,145
平成18年9月30日残高(百万円)	753	276	1,029	2		2	83,563	118,505

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	17,034	5,685	10,180	32,898
当中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	32	32		63
剰余金の配当			1,493	1,493
中間純損失			67	67
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
当中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	32	32	1,560	1,496
平成19年9月30日残高(百万円)	17,066	5,716	8,620	31,402

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	668	1,096	1,765	2	77,087	108,222
当中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						63
剰余金の配当						1,493
中間純損失						67
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	445	498	943		76,429	75,486
当中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	445	498	943		76,429	76,982
平成19年9月30日残高(百万円)	224	598	822	2	658	31,240

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	16,403	5,049	13,074	34,526
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行	631	631		1,262
新株引受権の行使		5		5
連結子会社の増資による 持分変動差額			243	243
持分変動差額に関する 税効果の認識			238	238
剰余金の配当 (注)			1,849	1,849
剰余金の配当			1,959	1,959
当期純利益			909	909
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)				
当連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	631	636	2,895	1,628
平成19年3月31日残高(百万円)	17,034	5,685	10,180	32,898

	評価・換算差額等			新株予約権			少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額合計	新株予約権	新株引受権	新株予約権 合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	17		17	2	5	7	51,810	86,360
当連結会計年度中の変動額								
新株の発行								1,262
新株引受権の行使								5
連結子会社の増資による 持分変動差額								243
持分変動差額に関する 税効果の認識								238
剰余金の配当 (注)								1,849
剰余金の配当								1,959
当期純利益								909
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	686	1,096	1,782		5	5	25,276	23,489
当連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	686	1,096	1,782		5	5	25,276	21,862
平成19年3月31日残高(百万円)	668	1,096	1,765	2		2	77,087	108,222

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	
営業活動による キャッシュ・フロー					
1		税金等調整前中間純利益 又は税金等調整前当期 純損失()	2,407	618	1,733
2		減価償却費	4,232	4,065	8,286
3		無形固定資産償却額	491	734	1,107
4		減損損失			134
5		貸倒引当金の増(減)額		0	6
6		役員賞与引当金の増(減)額	30	50	20
7		受取利息及び受取配当金	22	160	259
8		支払利息	631	1,071	1,216
9		株式交付費	162	0	167
10		持分法による投資損失		4,250	
11		投資有価証券売却益	12		12
12		関係会社株式売却益		4,641	
13		売掛金の増加額	2,042	1,582	2,461
14		たな卸資産の(増)減額	19	1,824	3,671
15		その他流動資産の(増)減額	455	928	2,639
16		投資その他の資産の (増)減額	1,104	75	886
17		買掛金の増(減)額	479	1,119	4,510
18		未払金の減少額	1,840	885	682
19		未払費用の増(減)額	1,342	2,012	3,434
20		その他	48	34	135
		小計	5,215	2,422	6,661
21		利息及び配当金の受取額	22	88	166
22		利息の支払額	627	1,074	1,221
23		金利キャップ 購入による支出	1,212		1,212
24		法人税等の支払額	3,856	2,300	5,798
		営業活動による キャッシュ・フロー	458	5,708	1,404

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
1 投資有価証券の 取得による支出		1,600	191	1,725
2 投資有価証券の 売却による収入		363		363
3 連結範囲の変更を伴う子会社 株式の売却による支出	2		71,154	
4 関係会社株式の取得による 支出			6,500	
5 有形固定資産の 取得による支出		4,160	13,714	15,886
6 無形固定資産の 取得による支出		873	4,759	3,087
7 その他			6	
投資活動による キャッシュ・フロー		6,271	96,312	20,335
財務活動による キャッシュ・フロー				
1 リース債務の返済による 支出		1,877	814	3,258
2 割賦債務の返済による支出		15	137	28
3 長期借入金の返済による 支出		1,600	1,650	3,200
4 株式の発行による収入		1,143	63	1,253
5 少数株主からの払込 による収入		34,089	551	34,223
6 連結子会社株式の追加 取得に伴う支出				1,199
7 連結子会社の株式発行に 伴う支出		39		39
8 コミットメントライン条件 変更に伴う支出			605	
9 配当金の支払額		1,827	1,475	3,743
財務活動による キャッシュ・フロー		29,874	4,067	24,010
現金及び現金同等物の増加額 又は減少額()		23,146	106,088	2,272
現金及び現金同等物の 期首残高		158,654	160,926	158,654
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	181,800	54,838	160,926

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 イー・モバイル株式会社</p> <p>非連結子会社の名称 有限責任中間法人ミナ ト・ライツマネジメント 同社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等はいずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社カルティブ CV1投資事業有限責任組合 (除外) イー・モバイル株式会社 イー・モバイル株式会社は株式の一部売却に伴い、平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。</p> <p>なお、イー・モバイル株式会社については、平成19年5月31日までの損益を連結しております。</p> <p>非連結子会社の名称 同左</p>	<p>連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 イー・モバイル株式会社 株式会社カルティブ CV1投資事業有限責任組合 株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。</p> <p>非連結子会社の名称 有限責任中間法人ミナ ト・ライツマネジメント 同社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項		<p>持分法適用の関連会社数 2社 持分法適用関連会社の名称 イー・モバイル株式会社 オープンワイヤレスネットワーク株式会社 (新規) イー・モバイル株式会社 株式の一部売却に伴い、連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。</p> <p>なお、イー・モバイル株式会社については、平成19年6月1日からの損益を持分法による投資損失として中間連結財務諸表に計上しております。</p> <p>オープンワイヤレスネットワーク株式会社 平成19年9月10日の新規設立により増加しております。</p>	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	持分法を適用していない 非連結子会社の名称 有限責任中間法人ミナ ト・ライツマネジメント 同社は、中間純損益及 び利益剰余金に及ぼす影 響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性がな いため、持分法の適用範 囲から除外しております。	持分法を適用していない 非連結子会社の名称 同左	持分法を適用していない 非連結子会社の名称 有限責任中間法人ミナ ト・ライツマネジメント 同社は、当期純損益及 び利益剰余金に及ぼす影 響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性がな いため、持分法の適用範 囲から除外しております。
3. 連結子会社の中間 決算日(事業年度) 等に関する事項	連結子会社の中間決算日 と中間連結決算日は一致し ております。	連結子会社のうち、CV1 投資事業有限責任組合の決 算日は12月31日でありま す。中間連結財務諸表作成 にあたっては、中間連結決 算日現在で実施した仮決算 に基づく財務諸表を使用し ております。	連結子会社のうち、CV1 投資事業有限責任組合は決 算日が12月31日でありま す。連結財務諸表作成にあ たっては、連結決算日現在 で実施した仮決算に基づく 財務諸表を使用しております。
4. 会計処理基準に関 する事項 (1) 重要な資産の評価 基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純 資産直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定)によ っております。 b. 時価のないもの 移動平均法による原 価法によっております。 デリバティブ 時価法によっております。 たな卸資産 商品及び貯蔵品 移動平均法による原価 法によっております。	有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 同左 b. 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 商品、原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価 法によっております。	有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 連結決算日の市場価 格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資 産直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定)によ っております。 b. 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 商品、原材料及び貯蔵品 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 機械設備及び端末設備については定額法によっております。建物及び工具器具及び備品については定率法によっております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～15年 機械設備 3～5年 端末設備 3年 工具、器具及び備品 2～20年</p> <p>また、資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「工具、器具及び備品」(リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの)については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>有形固定資産 機械設備、無線通信設備及び端末設備については定額法によっております。建物及び工具、器具及び備品については定率法によっております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～15年 機械設備 3～5年 無線通信設備 6年 工具、器具及び備品 2～20年 端末設備 3年</p> <p>また、資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「工具、器具及び備品」(リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの)については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した機械設備及び無線通信設備並びに端末設備を除く有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。</p> <p>これによる営業利益、経常損失及び税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した機械設備及び無線通信設備並びに端末設備を除く有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる営業利益、経常損失及び税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。</p>	有形固定資産 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。 (のれん) 5年以内の定額法によっております。 (施設利用権) 契約期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>長期前払費用 借入枠(コミットメントライン)の設定に伴う手数料については、契約調印月からの最長返済年限(7年)に基づく定額法によっております。</p> <p>貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p> <p>(のれん) 同左</p> <p>(施設利用権) 同左</p> <p>長期前払費用 (借入枠の設定に伴う手数料) 借入枠(コミットメントライン)の設定に伴う手数料については、契約調印月からの最長返済年限(7年)に基づく定額法によっております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p>	<p>無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p> <p>(のれん) 同左</p> <p>(施設利用権) 同左</p> <p>長期前払費用 (借入枠の設定に伴う手数料) 同左</p> <p>(ローミングサービスの利用額) ローミングサービスの提供を受ける事業者への支出額については、音声サービス開始時点から契約期間(平成22年11月まで)にわたり定額法により償却します。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 当社の取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 また、金利キャップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ 金利キャップ (ヘッジ対象) 社債 借入金</p> <p>ヘッジ方針 社債の市場金利変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 また、借入金の金利変動によるリスクを回避する目的で金利キャップ取引を行っており、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 金利キャップ取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基礎となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は35,215百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>		<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,230百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>ストック・オプション等に関する会計基準</p> <p>当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、当該会計基準及び適用指針の適用による中間連結財務諸表への影響はありません。</p>		<p>ストック・オプション等に関する会計基準</p> <p>当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、当該会計基準及び適用指針の適用による当連結財務諸表への影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>当中間連結会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第1号)を適用しております。</p> <p>これに伴い、前中間連結会計期間において営業外費用の内訳及び営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費」は、当中間連結会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">27,305百万円</p> <p>2 担保資産 借入金1,370百万円(一年以内返済予定の長期借入金1,370百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。 機械設備 330百万円(帳簿価額)</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p style="text-align: right;">29,201百万円</p> <p>2 担保資産</p> <p>関連会社コミットメントライン 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行32行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。</p> <p>なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。</p> <p>同コミットメントライン契約に関し、当社の保有する全てのイー・モバイル株式会社について担保権が設定されております。担保提供期間及び当中間連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)担保提供期間 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>(イ)担保提供資産 イー・モバイル株式会社 37,467百万円</p> <p>なお、同社株式の個別財務諸表上の帳簿価額は48,999百万円です。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額</p> <p style="text-align: right;">29,150百万円</p> <p>2 担保資産 当社借入金 借入金710百万円(一年以内に返済予定の長期借入金710百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。 機械設備 209百万円(帳簿価額)</p> <p>連結子会社コミットメントライン 連結子会社イー・モバイル株式会社の3コミットメントライン契約に関し、同社の保有する主要資産及び当社の保有する全てのイー・モバイル株式会社について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)担保提供期間 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>(イ)担保提供資産 イー・モバイル株式会社の担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">109,557百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">561百万円</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td style="text-align: right;">3,506百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">13,433百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">5,833百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">132,892百万円</td> </tr> </table> <p>当社の担保提供資産(連結貸借対照表上は相殺されております。) イー・モバイル株式会社 57,499百万円</p>	預金	109,557百万円	売掛金	561百万円	たな卸資産	3,506百万円	有形固定資産	13,433百万円	無形固定資産	5,833百万円	計	132,892百万円
預金	109,557百万円													
売掛金	561百万円													
たな卸資産	3,506百万円													
有形固定資産	13,433百万円													
無形固定資産	5,833百万円													
計	132,892百万円													
<p>3 連結子会社イー・モバイル株式会社は、モバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行25行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p>	<p>3</p>	<p>3 借入枠等の実行状況 連結子会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行27行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p>												

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
貸出コミットメントの総額 220,000百万円 借入実行残高 -百万円 <hr/> 差引額 220,000百万円 このコミットメントラインに関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産及び当社保有の全てのイー・モバイル社株式について担保権を設定しております。担保提供期間及び当中間連結会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。 (ア)担保提供期間 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで (イ)担保提供資産 イー・モバイル株式会社の担保提供資産 預金 128,040百万円 有形固定資産 400百万円 無形固定資産 106百万円 <hr/> 計 128,546百万円 当社の担保提供資産(連結貸借対照表上は相殺されております。) イー・モバイル社株式 56,300百万円 なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。		貸出コミットメントの総額 220,000百万円 借入実行残高 -百万円 <hr/> 差引額 220,000百万円 なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。また、担保資産の状況は 2 に記載しております。 連結子会社イー・モバイル株式会社は、モバイル事業のネットワーク構築に係る資金を確保するためにリース会社7社と総額30,000百万円の割賦契約枠を設定しております。当連結会計年度末の割賦未実行残高は次のとおりであります。 割賦契約枠の総額 30,000百万円 割賦契約実行残高 1,469百万円 <hr/> 差引額 28,531百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次のとおり であります。</p> <table> <tr> <td>業務委託費</td> <td>3,070百万円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>1,539百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>2,006百万円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内容は次の とおりであります。</p> <table> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>3</p>	業務委託費	3,070百万円	販売促進費	1,539百万円	給料手当	2,006百万円	工具、器具及び備品	2百万円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次のとおり であります。</p> <table> <tr> <td>業務委託費</td> <td>2,536百万円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>3,493百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,155百万円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内容は次の とおりであります。</p> <table> <tr> <td>機械設備</td> <td>15百万円</td> </tr> </table> <p>3</p>	業務委託費	2,536百万円	販売促進費	3,493百万円	給料手当	1,155百万円	機械設備	15百万円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主 要な費目及び金額は次のとおりで あります。</p> <table> <tr> <td>業務委託費</td> <td>6,549百万円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>4,044百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>4,114百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>2,568百万円</td> </tr> <tr> <td>支払賃借料</td> <td>1,486百万円</td> </tr> </table> <p>2 固定資産除却損の内容は次のと おりであります。</p> <table> <tr> <td>機械設備</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48百万円</td> </tr> </table> <p>3 当連結会計年度において、当社 は以下の資産グループについて減 損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ISP 事業 資産</td> <td rowspan="2">東京都</td> <td>工具、器具 及び備品</td> <td>52百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウエ ア</td> <td>81百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、提供するサービスに応じた 事業をひとつの単位として資産のグル ーピングを行っております。ただし、 資産の処分や事業の廃止に関する意思 決定を行った資産及び将来の使用が見 込まれない遊休資産については、それ ぞれがキャッシュ・フローを生み出す 最小の単位としてグルーピングを行っ ております。</p> <p>当連結会計年度においてISP事業に おける提供サービスの一部見直しを行 った結果、投資の回収が困難と判断さ れたためサービス停止を決定した設備 について帳簿価額を回収可能価額まで 減額し、当該減少額を減損損失として 特別損失に計上しております。なお、 当資産の回収可能価額は、将来キャッ シュ・フローがマイナスであり、ま た、売却可能性も低いいため、備忘価額 としております。</p>	業務委託費	6,549百万円	販売促進費	4,044百万円	給料手当	4,114百万円	研究開発費	2,568百万円	支払賃借料	1,486百万円	機械設備	1百万円	端末設備	11百万円	工具、器具及び備品	13百万円	ソフトウェア	2百万円	ソフトウェア仮勘定	20百万円	合計	48百万円	用途	場所	種類	金額	ISP 事業 資産	東京都	工具、器具 及び備品	52百万円	ソフトウエ ア	81百万円
業務委託費	3,070百万円																																																	
販売促進費	1,539百万円																																																	
給料手当	2,006百万円																																																	
工具、器具及び備品	2百万円																																																	
業務委託費	2,536百万円																																																	
販売促進費	3,493百万円																																																	
給料手当	1,155百万円																																																	
機械設備	15百万円																																																	
業務委託費	6,549百万円																																																	
販売促進費	4,044百万円																																																	
給料手当	4,114百万円																																																	
研究開発費	2,568百万円																																																	
支払賃借料	1,486百万円																																																	
機械設備	1百万円																																																	
端末設備	11百万円																																																	
工具、器具及び備品	13百万円																																																	
ソフトウェア	2百万円																																																	
ソフトウェア仮勘定	20百万円																																																	
合計	48百万円																																																	
用途	場所	種類	金額																																															
ISP 事業 資産	東京都	工具、器具 及び備品	52百万円																																															
		ソフトウエ ア	81百万円																																															

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(注)	1,422,605	28,340	-	1,450,945

(注) 増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による増加 6,120株 新株引受権の行使による増加 22,220株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	(新株予約権) 第1回企業価値向上新株予約権(注)1	普通株式	2,700,000			2,700,000	2
	(新株引受権) 第1回無担保分離型新株引受権付社債(注)2	普通株式	22,220		22,220		
	(新株予約権) ストック・オプション(注)3						
連結子会社	(新株予約権) ストック・オプション(注)4						
合計			2,722,220		22,220	2,700,000	2

(注) 1 本新株予約権は、当社の株式を大量取得しようとする者(買収提案者等)が現れ、かつ当社の社外取締役全員で構成される「企業価値向上検討委員会」が買収提案を拒否した場合のみ株主に割り当てられ権利行使が可能となります。現時点では上記のような買収提案者は現れていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2 本新株引受権の減少22,220株は、権利行使によるものであります。

3 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。

4 連結子会社は未公開企業であり、当該ストック・オプションは単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しており、付与時における本源的価値合計がゼロのため残高はありません。また、会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては、残高はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,849百万円	1,300円	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,306百万円	900円	平成18年9月30日	平成18年12月8日

4 少数株主持分に関する事項

少数株主持分の当中間連結会計期間中の主な変動事由は、連結子会社の増資による少数株主持分の増加34,209百万円であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(注)	1,455,745	2,645		1,458,390

（注）普通株式の増加2,645株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間 末残高 （百万円）
			前連結 会計年度末	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	(新株予約権) 第1回企業価値 向上新株予約権 (注)1	普通株式	2,700,000			2,700,000	2
	(新株予約権) ストック・オプショ ン(注)2						
連結 子会社	(新株予約権) ストック・オプショ ン(注)3						
合計			2,700,000			2,700,000	2

(注) 1 本新株予約権は、当社の株式を大量取得しようとする者(買収提案者等)が現れ、かつ当社の社外取締役全員で構成される「企業価値向上検討委員会」が買収提案を拒否した場合のみ株主に割り当てられ権利行使が可能となります。現時点では上記のような買収提案者は現れていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。

3 連結子会社は未公開企業であり、当該ストック・オプションは単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しており、付与時における本源的価値合計がゼロのため前連結会計年度末の残高はありません。なお、当中間連結会計期間において連結子会社が持分法適用関連会社に異動したため、当中間連結会計期間末の残高はありません。

3 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	655百万円	450円	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年8月8日 取締役会	普通株式	838百万円	575円	平成19年6月30日	平成19年9月11日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	839百万円	575円	平成19年9月30日	平成19年12月10日

5 その他の事項

少数株主持分の当中間連結会計期間中の主な変動事由は、子会社株式の一部売却及びこれに伴う連結の範囲の変更による減少74,431百万円であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(注)	1,422,605	33,140		1,455,745

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの行使による増加 10,920株 新株引受権の行使による増加 22,220株

2 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	(新株予約権) 第1回企業価値向上新株予約権 (注)1	普通株式	2,700,000			2,700,000	2
	(新株引受権) 第1回無担保分離型新株引受権付社債 (注)2	普通株式	22,220		22,220		
	(新株予約権) ストック・オプション (注)3						
連結 子会社	(新株予約権) ストック・オプション (注)4						
合計			2,722,220		22,220	2,700,000	2

- (注) 1 本新株予約権は、当社の株式を大量取得しようとする者(買収提案者等)が現れ、かつ当社の社外取締役全員で構成される「企業価値向上検討委員会」が買収提案を拒否した場合のみ株主に割り当てられ権利行使が可能となります。現時点では上記のような買収提案者は現れていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。
- 2 本新株引受権の減少22,220株は、権利行使によるものであります。
- 3 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。
- 4 連結子会社は未公開企業であり、当該ストック・オプションは単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しており、付与時における本源的価値合計がゼロのため残高はありません。また、会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては、残高はありません。

3 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,849百万円	1,300円	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	1,306百万円	900円	平成18年9月30日	平成18年12月8日
平成19年2月8日 取締役会	普通株式	653百万円	450円	平成18年12月31日	平成19年3月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	655百万円	450円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

5 その他の事項

少数株主持分の当連結会計年度中の主な変動事由は、連結子会社の増資による少数株主持分の増加34,209百万円であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>「現金及び現金同等物」の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致しております。</p> <p>2</p>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>同左</p> <p>2 連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により連結子会社から持分法適用関連会社となったイー・モバイル株式会社の連結除外時における資産及び負債の内訳並びに当該株式の売却価額と売却による差引支出の関係は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="608 891 986 1339"> <tr><td>流動資産</td><td>102,045百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>45,132百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>17,103百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td>6,942百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>53百万円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td>74,431百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>41,395百万円</td></tr> <tr><td>売却簿価</td><td>7,359百万円</td></tr> <tr><td>売却益</td><td>4,641百万円</td></tr> <tr><td>売却価額</td><td>12,000百万円</td></tr> <tr><td>イー・モバイル 株式会社の現金 及び現金同等物</td><td>83,154百万円</td></tr> <tr><td>差引： 売却による支出</td><td>71,154百万円</td></tr> </table>	流動資産	102,045百万円	固定資産	45,132百万円	流動負債	17,103百万円	固定負債	6,942百万円	繰延ヘッジ損益	53百万円	少数株主持分	74,431百万円	投資有価証券	41,395百万円	売却簿価	7,359百万円	売却益	4,641百万円	売却価額	12,000百万円	イー・モバイル 株式会社の現金 及び現金同等物	83,154百万円	差引： 売却による支出	71,154百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>「現金及び現金同等物」の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致しております。</p> <p>2</p>
流動資産	102,045百万円																									
固定資産	45,132百万円																									
流動負債	17,103百万円																									
固定負債	6,942百万円																									
繰延ヘッジ損益	53百万円																									
少数株主持分	74,431百万円																									
投資有価証券	41,395百万円																									
売却簿価	7,359百万円																									
売却益	4,641百万円																									
売却価額	12,000百万円																									
イー・モバイル 株式会社の現金 及び現金同等物	83,154百万円																									
差引： 売却による支出	71,154百万円																									

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 時価のある有価証券

(単位:百万円)

区分	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	3,356	2,086	1,270
計	3,356	2,086	1,270

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:百万円)

内容	中間連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	200

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	3,497	3,120	377
計	3,497	3,120	377

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:百万円)

内容	中間連結貸借対照表計上額
子会社及び関連会社株式 関連会社株式	43,945
その他有価証券 非上場株式	375
計	44,321

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	3,356	2,229	1,127
計	3,356	2,229	1,127

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位:百万円)

内容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	325

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

ヘッジ会計が適用されている金利スワップ取引及び金利キャップ取引以外は、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

ヘッジ会計が適用されている金利スワップ取引以外は、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されている金利スワップ取引及び金利キャップ取引以外は、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

当中間連結会計期間において付与されたストック・オプションは、連結子会社が付与したもののみであり、当該ストック・オプションは「ストック・オプション等に関する会計基準」の未公開企業における取扱いに基づき、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。付与時における本源的価値合計がゼロであるため、費用は計上していません。

2 スtock・オプションの内容及び規模

当該ストック・オプションの付与は、当社の財政状態及び経営成績にとって重要な影響を与えないため省略いたします。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

当中間連結会計期間において付与されたストック・オプションは、連結子会社が付与したもののみであり、当該ストック・オプションは「ストック・オプション等に関する会計基準」の未公開企業における取扱いに基づき、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。付与時における本源的価値合計がゼロであるため、費用は計上していません。

2 スtock・オプションの内容及び規模

当該ストック・オプションの付与は、当社の財政状態及び経営成績にとって重要な影響を与えないため省略いたします。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 197人 認定支援者 3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人
株式の種類及び付与数 (注)1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株
付与日	平成13年9月30日	平成14年3月22日	平成14年8月20日
権利確定条件 (注)3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成13年9月30日から平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から平成24年8月5日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年2月25日	平成15年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 1人 当社従業員 1人	当社取締役 4人 当社従業員 224人
株式の種類及び付与数 (注)1、2	普通株式 6,815株	普通株式 1,560株	普通株式 21,975株
付与日	平成15年1月16日	平成15年4月1日	平成15年8月13日
権利確定条件 (注)3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成15年1月16日から平成25年1月14日まで	平成15年4月1日から平成25年2月24日まで	平成15年8月13日から平成25年8月11日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成16年6月29日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 377人	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 423人
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 39,230株 (注)2	普通株式 495株	普通株式 46,450株
付与日	平成16年7月1日	平成16年8月18日	平成17年7月1日
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間(注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年7月1日から平成26年6月28日まで	平成16年8月18日から平成26年8月9日まで	平成17年7月1日から平成27年6月21日まで

会社名	提出会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成17年6月22日	平成17年8月10日	平成18年2月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4人 社外協力者 1人	当社取締役 3人 当社監査役 1人 当社従業員 432人	当社取締役 4人 当社監査役 1人 当社従業員 467人 社外協力者 1人
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 1,050株	普通株式 14,692株	普通株式 73,324株
付与日	平成17年8月25日	平成17年8月25日	平成18年2月28日
権利確定条件(注)3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	イー・モバイル社株式が国内国外を問わずいずれかの証券取引所その他の公開市場に上場または登録され、かつ、付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
対象勤務期間(注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成17年8月25日から平成27年6月22日まで	平成17年8月25日から平成27年8月10日まで	平成18年2月28日から平成28年2月27日まで

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成18年4月24日	平成18年8月30日	平成18年12月11日
付与対象者の 区分及び人数	子会社監査役 1人 当社取締役 3人 当社従業員 105人 社外協力者 10人	子会社取締役 3人 社外協力者 1人	子会社取締役 3人 当社従業員 93人 社外協力者 1人
株式の種類及び 付与数(注)1	普通株式 31,137株	普通株式 200株	普通株式 2,700株
付与日	平成18年4月28日	平成18年8月31日	平成18年12月13日
権利確定条件 (注)3	イー・モバイル社株式が国内国外を問わずいずれかの証券取引所その他の公開市場に上場または登録され、かつ、付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注)3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成18年4月28日から 平成28年4月24日まで	平成18年8月31日から 平成28年8月30日まで	平成18年12月13日から 平成28年12月11日まで

(注)1 スtock・オプション数は株式数に換算して記載しております。

2 平成16年9月21日付の株式分割(1:5)を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。

3 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権(引受権)付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年 9月10日	平成14年 2月25日	平成14年 8月 6日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,780	3,940	7,545
権利確定			
権利行使	840	2,045	3,485
失効			
未行使残	940	1,895	4,060

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 1月15日	平成15年 2月25日	平成15年 8月12日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	100	700	10,500
付与			
失効	5		165
権利確定	95	700	5,060
未確定残			5,275
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,075		3,105
権利確定	95	700	5,060
権利行使	480	415	3,655
失効			
未行使残	690	285	4,510

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 6月29日	平成16年 6月29日	平成17年 6月22日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 付与	36,835	405	45,010
失効	755	30	2,690
権利確定	9,740	104	
未確定残	26,340	271	42,320
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 権利確定	9,740	104	
権利行使			
失効	225	10	
未行使残	9,515	94	

会社名	提出会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成17年 6月22日	平成17年 8月10日	平成18年 2月27日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 付与	1,050	14,309	73,254
失効	300	1,131	1,808
権利確定			
未確定残	750	13,178	71,446
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成18年 4月24日	平成18年 8月30日	平成18年12月11日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 付与	31,137	200	2,700
失効	98		10
権利確定			
未確定残	31,039	200	2,690
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価（円）	76,004	79,005	74,588
付与日における公正な 評価単価（円）			

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年2月25日	平成15年8月12日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価（円）	79,359	81,342	74,345
付与日における公正な 評価単価（円）			

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成16年6月29日	平成17年6月22日
権利行使価格（円）	139,000	134,410	76,565
行使時平均株価（円）			
付与日における公正な 評価単価（円）			

会社名	提出会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成17年6月22日	平成17年8月10日	平成18年2月27日
権利行使価格（円）	80,168	50,000	75,000
行使時平均株価（円）			
付与日における公正な 評価単価（円）			

会社名	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社	イー・モバイル株式会社
決議年月日	平成18年4月24日	平成18年3月30日	平成18年12月11日
権利行使価格（円）	85,000	85,000	85,000
行使時平均株価（円）			
付与日における公正な 評価単価（円）			

2 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社（イー・モバイル株式会社）

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社（イー・モバイル株式会社）の株式価値は、割引キャッシュ・フロー法に基づいて算出しております。

なお、当連結会計年度における本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	ADSL・ISP事業	モバイル事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	28,253	-	28,253	-	28,253
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	28,253	-	28,253	-	28,253
営業費用	21,791	2,560	24,351	-	24,351
営業利益又は営業損失()	6,462	2,560	3,902	-	3,902

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ADSL・ISP事業	ADSL回線の卸売り(ホールセール)を中心とした高速インターネット接続サービス、AOLブランドによるISPサービス
モバイル事業	モバイルブロードバンド通信サービス

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	ネットワーク事業	デバイス事業	モバイル事業	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	26,987	1,645	1,508	30,140	-	30,140
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	324	3,355	-	3,679	(3,679)	-
計	27,311	5,000	1,508	33,820	(3,679)	30,140
営業費用	21,286	5,493	5,627	32,407	(3,674)	28,733
営業利益又は営業損失()	6,025	493	4,120	1,413	(5)	1,407

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイルブロードバンド通信サービス

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は、のれん償却額5百万円であります。

4 事業区分の変更

当社は、平成19年6月1日にデバイス事業部門を設置し、イー・モバイル株式会社よりモバイル、固定通信、WiMAX共通のデバイスの開発及び販売を行う商品開発部門の移管を受け、事業を開始いたしました。これに伴い、当社グループ事業のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等に即したセグメント区分の見直しを行った結果、「モバイル事業」から商品開発部門を区分し、「デバイス事業」を新たなセグメントとして開示しております。また、従来「ADSL・ISP事業」としていたセグメントを「ネットワーク事業」と名称変更しております。

変更後の事業区分によった場合の、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりです。

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	ネットワーク 事業	デバイス 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	28,253	-	-	28,253	-	28,253
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	28,253	-	-	28,253	-	28,253
営業費用	21,791	534	2,026	24,351	-	24,351
営業利益又は営業損失()	6,462	534	2,026	3,902	-	3,902

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	ネットワーク 事業	デバイス 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	55,730	-	520	56,250	-	56,250
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	254	4,141	-	4,395	(4,395)	-
計	55,984	4,141	520	60,645	(4,395)	56,250
営業費用	43,452	8,364	7,764	59,580	(4,379)	55,201
営業利益又は営業損失()	12,532	4,223	7,244	1,065	(16)	1,049

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	ADSL・ISP 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益					
(1) 外部顧客に対する売上高	55,730	520	56,250		56,250
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	254		254	(254)	
計	55,984	520	56,504	(254)	56,250
営業費用	43,452	11,987	55,439	(238)	55,201
営業利益又は営業損失()	12,532	11,467	1,065	(16)	1,049

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ADSL・ISP事業	ADSL回線の卸売り(ホールセール)を中心とした高速インターネット接続サービス、AOLブランドによるISPサービス
モバイル事業	モバイルブロードバンド通信サービス

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 24,080円63銭	1株当たり純資産額 20,968円41銭	1株当たり純資産額 21,386円61銭
1株当たり中間純利益 1,329円85銭	1株当たり中間純損失 46円07銭	1株当たり当期純利益 631円82銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 1,096円20銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 306円25銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	118,505百万円	31,240百万円	108,222百万円
普通株式に係る純資産額	34,940百万円	30,580百万円	31,133百万円
差額の主要な内訳			
新株予約権	2百万円	2百万円	2百万円
少数株主持分	83,563百万円	658百万円	77,087百万円
普通株式の発行済株式数	1,450,945株	1,458,390株	1,455,745株
普通株式の自己株式数	一株	一株	一株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,450,945株	1,458,390株	1,455,745株

2 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益又は中間純損失()	1,897百万円	67百万円	909百万円
普通株主に帰属しない金額			
普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間純損失()	1,897百万円	67百万円	909百万円
期中平均株式数	1,426,401株	1,456,629株	1,439,490株
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた中間(当期)純利益調整額の主要な内訳	連結子会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う少数株主損失の減少 84百万円		連結子会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式(A種優先株式)の普通株式への転換による持分変動に伴う少数株主損失の減少 400百万円
中間(当期)純利益調整額	84百万円		400百万円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	新株引受権 8,316株 新株予約権(ストック・オプション) 17,393株 新株予約権付社債 201,450株 合計 227,159株		新株引受権 4,169株 新株予約権(ストック・オプション) 15,700株 新株予約権付社債 203,072株 合計 222,941株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	当社： 新株予約権(ストック・オプション) 80,925株 第1回企業価値向上新株予 2,700,000株 約権 イー・モバイル株式会社： 新株予約権(ストック・オプション) 116,883株	当社： 新株予約権(ストック・オプション) 78,320株 第1回企業価値向上新株予 2,700,000株 約権 イー・モバイル株式会社： 新株予約権(ストック・オプション) 99,406株	当社： 新株予約権(ストック・オプション) 79,290株 第1回企業価値向上新株予 2,700,000株 約権 イー・モバイル株式会社： 新株予約権(ストック・オプション) 118,553株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>1 自己株式の取得</p> <p>当社は平成19年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため</p> <p>(2) 取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>(3) 取得しうる株式の総数 50,000株(上限)</p> <p>(4) 株式の取得価額の総額 3,000百万円(上限)</p> <p>(5) 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p> <p>(6) 取得期間 平成19年11月14日から平成20年6月30日まで</p> <p>なお、上記決議に基づき、平成19年12月7日までに当社普通株式20,769株(取得価額1,335百万円)を取得いたしました。</p>

前連結会計年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

1 子会社株式の売却及び重要な連結範囲の変更

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、連結子会社イー・モバイル株式会社株式の一部譲渡を決議し、同日付で締結した株式の譲渡契約に基づき、平成19年5月31日に同社株式を売却しました。

(1) 株式売却の理由

イー・モバイルは平成19年3月31日にデータ通信サービスを開始し、企業価値が高まったことから、当社は、イー・モバイル株式の一部を売却することにより初期段階の投資収益を回収し、当社株主に還元を図るため譲渡することといたしました。

(2) 当該子会社の事業内容及び親会社との取引

主な事業の内容： モバイルブロードバンド通信サービス
親会社との取引内容： 親会社からのバックボーンサービスの購入

(3) 株式の売却先の概要

米国ゴールドマン・サックス・グループ

(4) 売却の時期

譲渡日： 平成19年5月31日

(5) 売却の内容

売却株数： 優先株式（議決権あり） 100,000株
売却金額： 12,000百万円
売却益： 約4,700百万円
売却後の議決権比率： 37.6%

(6) 重要な連結範囲の変更

上記株式の売却によりイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動しています。その結果、翌連結会計年度の連結損益計算書上、イー・モバイルの経営成績は平成19年4月1日から平成19年5月31日まで連結され、平成19年6月1日以降、持分法による投資損益により反映されます。

2 当社におけるデバイス事業部門の設置

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、新規事業として「デバイス事業」を開始するにあたり、デバイス事業部門の設置を決議し、平成19年6月1日に同事業部門を設置し、持分法適用関連会社に異動したイー・モバイル株式会社より商品開発部門の移管を受け事業を開始いたしました。

(1) デバイス事業の内容

デバイス事業は、モバイル、固定通信、WiMAX共通のアプリケーションプラットフォームやデバイスの開発及び販売を行うものであります。

(2) 事業開始の時期 平成19年6月1日

(3) 当社の営業活動に対する影響

モバイル通信端末をイー・モバイルに販売するほか、他の通信事業者、ビジネスパートナー、メーカー、コンテンツ・アプリケーション事業者などとの取引を広げ、事業機会が新たに拡大することで、当社の今後の売上高や利益に貢献していくものと考えております。

前連結会計年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

3 事業の種類別セグメントの変更

上記2のデバイス事業部門の設置及び移管に伴い、当社グループ事業のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等に即したセグメント区分の見直しを行った結果、「モバイル事業」から商品開発部門を区分し、「デバイス事業」を新たなセグメントとして開示いたします。なお、従来「ADSL・ISP事業」としていたセグメントを「ネットワーク事業」と名称変更しております。

変更後の事業区分によった場合の、当連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	ネットワ ーク事業	デバイス 事業	モバイル 事業	計	消去又は 全社	連結
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する 売上高	55,730	-	520	56,250	-	56,250
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	254	4,141	-	4,395	(4,395)	-
計	55,984	4,141	520	60,645	(4,395)	56,250
営業費用	43,452	8,364	7,764	59,580	(4,379)	55,201
営業利益又は営業損失()	12,532	4,223	7,244	1,065	(16)	1,049
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出						
資産	139,572	6,897	149,362	295,831	(57,994)	237,837
減価償却費	8,806	70	425	9,301	92	9,393
減損損失	134	-	-	134	-	134
資本的支出	7,870	968	29,857	38,695	-	38,695

(注) 1 事業区分の方法

事業はサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	アプリケーションプラットフォーム及びデバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイルブロードバンド通信サービス

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めたものは主にセグメント間の債権債務の相殺であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		53,760		53,997		51,013	
2 売掛金		7,494		8,848		7,570	
3 たな卸資産		22		173		100	
4 その他		1,020		2,108		1,466	
貸倒引当金		7		1		1	
流動資産合計		62,288	45.0	65,125	46.0	60,147	43.1
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 建物		271		296		286	
(2) 機械設備	2	12,072		11,830		12,790	
(3) 端末設備		69		93		34	
(4) 工具、器具 及び備品		541		609		466	
(5) 建設仮勘定		154		219		294	
有形固定資産合計		13,107		13,048		13,870	
2 無形固定資産		2,642		2,493		2,967	
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式	3	56,300		55,557		57,545	
(2) その他		4,228		5,421		5,043	
投資その他の資産 合計		60,528		60,978		62,588	
固定資産合計		76,278	55.0	76,520	54.0	79,425	56.9
資産合計		138,566	100.0	141,645	100.0	139,572	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)									
流動負債									
1		1,237		3,083		1,503			
2	2	3,250		2,240		2,590			
3		1,297		1,571		2,317			
4		4,696		4,017		5,191			
5		2,120		3,344		2,421			
6		2,193		686		1,325			
7		26		26		26			
8						50			
9	4	260		321		252			
流動負債合計			15,079	10.9		15,287	10.8	15,675	11.2
固定負債									
1		83,000		83,000		83,000			
2		2,240				1,300			
3		695		8		183			
4		37		11		24			
5				1,009		1,161			
固定負債合計			85,972	62.0		84,028	59.3	85,668	61.4
負債合計			101,052	72.9		99,315	70.1	101,343	72.6

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1	資本金	16,976	12.3	17,066	12.0	17,034	12.2
2	資本剰余金						
	(1) 資本準備金	5,627		5,716		5,685	
	資本剰余金合計	5,627	4.1	5,716	4.0	5,685	4.1
3	利益剰余金						
	(1) その他利益剰余金						
	繰越利益剰余金	15,662		20,377		16,868	
	利益剰余金合計	15,662	11.3	20,377	14.4	16,868	12.1
	株主資本合計	38,266	27.6	43,159	30.5	39,586	28.4
評価・換算差額等							
1	その他有価証券 評価差額金	753		233		670	
2	繰延ヘッジ損益			598		689	
	評価・換算差額等 合計	753	0.5	831	0.6	1,359	1.0
	新株予約権	2	0.0	2	0.0	2	0.0
	純資産合計	37,514	27.1	42,330	29.9	38,229	27.4
	負債及び純資産合計	138,566	100.0	141,645	100.0	139,572	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			28,253	100.0		28,994	100.0		55,984	100.0
売上原価	5		15,389	54.5		16,301	56.2		30,310	54.1
売上総利益			12,864	45.5		12,693	43.8		25,675	45.9
販売費及び一般管理費	5		6,402	22.7		6,970	24.0		13,143	23.5
営業利益			6,462	22.9		5,724	19.7		12,532	22.4
営業外収益	1		16	0.1		141	0.5		135	0.2
営業外費用	2		665	2.4		1,049	3.6		1,289	2.3
経常利益			5,813	20.6		4,815	16.6		11,378	20.3
特別利益	3		12	0.0		3,500	12.1		12	0.0
特別損失	4,6		2	0.0		15	0.1		180	0.3
税引前中間(当期) 純利益			5,823	20.6		8,300	28.6		11,211	20.0
法人税、住民税及び 事業税		2,056			3,209			4,292		
法人税等調整額		303	2,359	8.4	89	3,298	11.4	290	4,582	8.2
中間(当期)純利益			3,464	12.3		5,002	17.3		6,628	11.8

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				評価・換算差額等	新株予約権			純資産額 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計		その他 有価証券 評価 差額金	新株 予約権	新株 引受権	
		資本 準備金	その他利益 剰余金		繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	16,403	5,049	14,048	35,500	17	2	5	7	35,524
当中間会計期間中の変動額									
新株の発行	573	573		1,147					1,147
新株引受権の行使		5		5					5
剰余金の配当			1,849	1,849					1,849
中間純利益			3,464	3,464					3,464
株主資本以外の項目の当中間 会計期間中の変動額(純額)					770		5	5	775
当中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	573	578	1,614	2,766	770		5	5	1,991
平成18年9月30日残高(百万円)	16,976	5,627	15,662	38,266	753	2		2	37,514

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				評価・換算差額等			新株 予約権	純資産額 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	新株 予約権	
		資本 準備金	その他利益 剰余金						
平成19年3月31日残高(百万円)	17,034	5,685	16,868	39,586	670	689	1,359	2	38,229
当中間会計期間中の変動額									
新株の発行	32	32		63					63
剰余金の配当			1,493	1,493					1,493
中間純利益			5,002	5,002					5,002
株主資本以外の項目の当中間 会計期間中の変動額(純額)					437	90	528		528
当中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	32	32	3,509	3,573	437	90	528		4,100
平成19年9月30日残高(百万円)	17,066	5,716	20,377	43,159	233	598	831	2	42,330

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計
		資本 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	16,403	5,049	14,048	35,500
当事業年度中の変動額				
新株の発行	631	631		1,262
新株引受権の行使		5		5
剰余金の配当(注)			1,849	1,849
剰余金の配当			1,959	1,959
当期純利益			6,628	6,628
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	631	636	2,820	4,087
平成19年3月31日残高(百万円)	17,034	5,685	16,868	39,586

	評価・換算差額等			新株予約権			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株予約権	新株引受権	新株予約権 合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	17		17	2	5	7	35,524
当事業年度中の変動額							
新株の発行							1,262
新株引受権の行使							5
剰余金の配当(注)							1,849
剰余金の配当							1,959
当期純利益							6,628
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	687	689	1,376		5	5	1,381
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	687	689	1,376		5	5	2,706
平成19年3月31日残高(百万円)	670	689	1,359	2		2	38,229

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>								
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法によ っております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額は 全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法に より算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。</p> <p>(2)デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>(3)たな卸資産 商品及び貯蔵品 移動平均法による原価法によ っております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ っております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。 なお、投資事業有限責任組 合及びそれに類する組合への 出資(金融商品取引法第2条 第2項により有価証券とみな されるもの)については、持 分相当額を純額で取り込む方 法によっております。</p> <p>(2)デリバティブ 同左</p> <p>(3)たな卸資産 商品及び貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法によ っております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算 定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。 なお、投資事業有限責任組 合及びそれに類する組合への 出資(証券取引法第2条第2 項により有価証券とみなされ るもの)については、持分相 当額を純額で取り込む方法に よっております。</p> <p>(2)デリバティブ 同左</p> <p>(3)たな卸資産 商品及び貯蔵品 同左</p>								
<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 機械設備及び端末設備につい ては定額法によっております。建物 及び工具、器具及び備品につい ては定率法によっております。な お、主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>3～5年</td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>また、資産に計上しているリー ス物件及び関連工事費用の「機械 設備」、「工具、器具及び備品」 (リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引に係るも の)については、リース期間を耐 用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。</p>	建物	8～15年	機械設備	3～5年	端末設備	3年	工具、器具及び備品	2～20年	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 同左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 同左</p>
建物	8～15年									
機械設備	3～5年									
端末設備	3年									
工具、器具及び備品	2～20年									

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2)無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間から、平成19年4月1日以降に取得した機械設備及び端末設備を除く有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法に変更しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した機械設備及び端末設備を除く有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>	<p>(2)無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(のれん) 5年以内の定額法によっております。</p> <p>(施設利用権) 契約期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(のれん) 同左</p> <p>(施設利用権) 同左</p>	<p>(のれん) 同左</p> <p>(施設利用権) 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 当社の取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5 ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 社債</p> <p>(3)ヘッジ方針 当社は、社債の市場金利変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
(4)ヘッジ有効性の評価方法 特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。	(4)ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。	(4)ヘッジ有効性の評価方法 同左
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は37,513百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。		貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は38,916百万円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
ストック・オプション等に関する会計基準 当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しております。 なお、当該会計基準及び適用指針の適用による当中間財務諸表への影響はありません。		ストック・オプション等に関する会計基準 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を適用しております。なお、当該会計基準及び適用指針の適用による損益への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 27,272百万円</p> <p>2 担保資産 長期借入金1,370百万円(一年以内返済予定の長期借入金1,370百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。 機械設備 330百万円(帳簿価額)</p> <p>3 当社は、子会社イー・モバイル株式会社が必要となる資金を確保するために取引銀行25行と設定した総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)に関し、当社保有の全てのイー・モバイル社株式について担保権を設定しております。担保提供期間及び当中間会計期間末現在の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>(担保提供資産) 関係会社株式 イー・モバイル社株式 56,300百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 29,201百万円</p> <p>2 担保資産</p> <p>3 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行32行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)を設定しております。 なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。 同コミットメントライン契約に関し、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当中間会計期間末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(ア)担保提供期間 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>(イ)担保提供資産 関係会社株式 イー・モバイル社株式 48,999百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 28,768百万円</p> <p>2 担保資産 長期借入金710百万円(一年以内返済予定の長期借入金710百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。 機械設備 209百万円(帳簿価額)</p> <p>3 子会社イー・モバイル株式会社がモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行27行と設定した総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠(コミットメントライン)に関し、当社保有の全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末現在の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>(担保提供資産) 関係会社株式 イー・モバイル社株式 57,499百万円</p> <p>4</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)										
<p>1 営業外収益のうち主要なものの受取利息 5百万円 受取配当金 4百万円</p> <p>2 営業外費用のうち主要なものの支払利息 631百万円 支払手数料 27百万円 株式交付費 4百万円</p> <p>3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 12百万円</p> <p>4 特別損失の主要項目 有形固定資産除却損 2百万円</p> <p>5 減価償却実施額 有形固定資産 4,198百万円 無形固定資産 484百万円</p> <p>6</p>	<p>1 営業外収益のうち主要なものの受取利息 75百万円 受取配当金 36百万円</p> <p>2 営業外費用のうち主要なものの支払利息 1,027百万円 支払手数料 19百万円</p> <p>3 特別利益の主要項目 関係会社株式売却益 3,500百万円</p> <p>4 特別損失の主要項目 有形固定資産除却損 15百万円</p> <p>5 減価償却実施額 有形固定資産 3,254百万円 無形固定資産 531百万円</p> <p>6</p>	<p>1 営業外収益のうち主要なものの受取利息 56百万円 受取配当金 69百万円</p> <p>2 営業外費用のうち主要なものの支払利息 1,211百万円 支払手数料 55百万円</p> <p>3 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 12百万円</p> <p>4 特別損失の主要項目 有形固定資産除却損 24百万円 有形固定資産除却損 22百万円</p> <p>5 減価償却実施額 有形固定資産 7,826百万円 無形固定資産 980百万円</p> <p>6 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ISP事業資産</td> <td rowspan="2">東京都</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>52百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>81百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、提供するサービスに応じた事業をひとつの単位として資産のグルーピングを行っております。ただし、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産については、それぞれがキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度においてISP事業における提供サービスの一部見直しを行った結果、投資の回収が困難と判断されたためサービス停止を決定した設備について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローがマイナスであり、また、売却可能性も低いため、備忘価額としております。</p>	用途	場所	種類	金額	ISP事業資産	東京都	工具、器具及び備品	52百万円	ソフトウェア	81百万円
用途	場所	種類	金額									
ISP事業資産	東京都	工具、器具及び備品	52百万円									
		ソフトウェア	81百万円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)、前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)、当中間会計期間末(平成19年9月30日)及び前事業年度末(平成19年3月31日)、

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項はありません

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>1 自己株式の取得</p> <p>当社は平成19年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため</p> <p>(2) 取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>(3) 取得しうる株式の総数 50,000株(上限)</p> <p>(4) 株式の取得価額の総額 3,000百万円(上限)</p> <p>(5) 取得の方法 東京証券取引所における市場買付</p> <p>(6) 取得期間 平成19年11月14日から平成20年6月30日まで</p> <p>なお、上記決議に基づき、平成19年12月7日までに当社普通株式20,769株(取得価額1,335百万円)を取得いたしました。</p>

前事業年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

1 子会社株式の売却

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、子会社イー・モバイル株式会社株式の一部譲渡を決議し、同日付で締結した株式の譲渡契約に基づき、平成19年5月31日に同社株式を売却しました。

(1) 株式売却の理由

イー・モバイルは平成19年3月31日にデータ通信サービスを開始し、企業価値が高まったことから、当社は、イー・モバイル株式の一部を売却することにより初期段階の投資収益を回収し、当社株主に還元を図るため譲渡することといたしました。

(2) 当該子会社の事業内容及び親会社との取引

主な事業の内容： モバイル・ブロードバンド通信サービス
当社との取引内容：当社からのバックボーンサービスの購入

(3) 株式の売却先の概要

米国ゴールドマン・サックス・グループ

(4) 売却の時期

譲渡日：平成19年5月31日

(5) 当該子会社株式売却の内容

売却株数：優先株式（議決権あり） 100,000株
売却金額：12,000百万円
売却益：約3,500百万円
売却後の議決権比率：37.6%

これに伴い同社は当社の関連会社となっております。

2 デバイス事業部門の設置

当社は平成19年5月14日開催の取締役会において、新規事業として「デバイス事業」を開始するにあたり、デバイス事業部門の設置を決議し、平成19年6月1日に同事業部門を設置し、関連会社となったイー・モバイル株式会社より商品開発部門の移管を受け事業を開始いたしました。

(1) デバイス事業の内容

デバイス事業は、モバイル、固定通信、WiMAX共通のアプリケーションプラットフォームやデバイスの開発及び販売を行うものであります。

(2) 事業開始の時期 平成19年6月1日

(3) 当社の営業活動に対する影響

モバイル通信端末をイー・モバイルに販売するほか、他の通信事業者、ビジネスパートナー、メーカー、コンテンツ・アプリケーション事業者などとの取引を広げ、事業機会が新たに拡大することで、当社の今後の売上高や利益に貢献していくものと考えております。

(2) 【その他】

中間配当に関する取締役会決議

平成19年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(ア) 中間配当金の総額	839百万円
(イ) 1株当たり中間配当金	575円
(ウ) 中間配当支払開始日	平成19年12月10日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年6月1日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)、第12号および第19号(財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事項)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年6月1日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第8期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年6月28日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年8月31日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年10月19日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年10月31日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日)

平成19年12月14日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 津 修 二 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」(注)4に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より、事業の種類別セグメントについて事業区分を変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月13日開催の取締役会において自己株式の取得を決議しており、自己株式の取得を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 津 修 二 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 西 健 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年11月13日開催の取締役会において自己株式の取得を決議しており、自己株式の取得を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。